

いわき市下水道排水設備指定工事店の義務・遵守事項について

排水設備指定工事店制度の趣旨を十分に理解し、市民の信頼を損なうことがないように、指定工事店としての義務及び遵守事項について改めて説明します。

1 指定工事店の義務（いわき市下水道条例第7条の5）

- (1) 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守するほか、下水道に関する法令、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、誠実に工事を施行しなければならない。
 - ① 営業所等の見やすい場所に指定工事店である旨の表示板を掲げること。
 - ② 指定工事店の名義を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - ③ 工事の設計及び監督は、責任技術者に行わせること。
 - ④ 第6条第1項の検査には、工事を担当した責任技術者を立ち合わせること。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定工事店の業務の適正を確保するために必要な事項として市長が規則で定める事項
- (2) 指定工事店は、第6条第1項の検査の結果、その施行した工事に不適当な箇所が認められたときは、市長の指示するところに従い、工事をし直さなければならない。

第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、市長の定めるところにより、工事の完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 指定工事店の遵守事項（いわき市下水道条例施行規則第5条の6）

- (1) 工事の着手にあたっては、当該工事が条例第5条の規定による排水設備等の計画について市長の確認を受けたものであることを確認すること。
- (2) 工事は、条例第5条の規定による市長の確認を受けた排水設備等の計画に基づき実施すること。
- (3) 工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 工事の施工にあたっては、必要な安全管理対策を講ずること。
- (5) 工事の瑕疵により排水設備等に故障等が生じたときは、無償での補修その他の必要な措置を講ずること。
- (6) 工事の契約にあたっては、あらかじめ、条例第5条に規定する排水設備等の新設等を行おうとする者（以下この条において「申請者」という。）に対し、工事の金額、工期その他の必要な事項を明確に示すこと。
- (7) 工事が完了したとき、又は当該工事に係る排水設備等を使用できる状態になったときは、速やかに申請者にその旨を報告すること。
- (8) 条例又は規則に規定する手続に関し、指定工事店として申請者に適切に対応すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定工事店として誠実な行為を行うよう努めること。

条例第5条 排水設備又は排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

※ 指定工事店の義務・遵守事項に違反した場合は、「いわき市下水道排水設備指定工事店の違反行為等に関する処分要綱」に基づき、指定工事店に対する処分を行うこととなりますので、遵守徹底するようにしてください。（資料vii）

いわき市下水道排水設備指定工事店の違反行為等に関する
処分要綱に基づく資料

1 違反行為等に付する違反点数

違反行為等の種別		違反点数
条例第7条の5第2号の規定に違反し、指定工事店の名義を他人に譲渡し、又は貸与したとき。		100
条例第7条の2第2項各号に規定する要件を欠くに至ったとき。		100
条例第7条の6の規定により指定工事店の業務を停止されている期間に新たな工事を施工したとき。		100
条例第5条に規定する市長の確認を受けたものであることを確認せずに工事に着手した場合	当該工事が公共下水道の不正使用を伴う工事のとき。	80
	当該工事が公共下水道の不正使用を伴わない工事のとき。	30
工事の施工にあたり、必要な安全管理対策を講じなかったことに起因して事故が発生した場合	当該事故が重大な事故であるとき。	50
	当該事故が軽微な事故であるとき。	30
条例第7条の5第2項の規定により市長から指示された工事について、理由がなく、指定された期間内に行わなかったとき。		30
工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。		30
実施した工事の施工内容が、条例第5条の規定による市長の確認を受けた排水設備等の計画に基づかないとき。		30
工事の瑕疵により生じた故障等について、適切な措置を講じなかったとき。		30
条例第7条の5第3号に規定する工事の設計及び監督を責任技術者に行わせなかったとき。		30
条例第10条第1項に規定する届出又は規則第5条第1項に規定する排水設備等工事完了届の提出に関し指定工事店として申請者に対し適切な助言をしなかったとき。		30
条例第7条の4第2号に規定する申請書に記載する事項に変更があった場合又は同条第3号に規定する専属の責任技術者に変更があった場合において、当該変更後速やかに同条に規定する届出がされなかったとき。		30

条例第7条の5第4号の規定に違反し、工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかったとき。	20
規則第4条第2項に規定する排水設備等確認通知書に記載された工期内に、正当な理由がないにもかかわらず、工事が完成しなかったとき。	20
工事の契約にあたり、申請者に対してあらかじめ工事の金額、工期その他必要と認められる事項を明確に示さないとき。	20
条例第7条の5第1号の規定に違反し、営業所等の見やすい場所に指定工事店である旨の表示板を掲げないとき。	10
指定工事店として著しく不適当な事由があると認められるとき。	その都度、審査会で決定する点数

備考

- 1 違反行為1件ごとに適用する。
- 2 違反した項目については全て加算する。
- 3 過去の違反行為等に関して付された違反点数が残存するときは、違反点数は累積するものとする。
- 4 違反点数は、当該違反点数を付された日を起算日として2年を経過した日（以下「消滅日」という。）をもって消滅する。ただし、消滅日前に、新たな違反点数を付されたときは、当該新たな違反点数が消滅するまで消滅しない。

2 違反行為等に対する処分基準

違反点数等	処分内容
違反点数が40点未満の場合	文書による注意
違反点数が40点以上60点未満の場合	2月以下の業務停止
違反点数が60点以上80点未満の場合	3月以下の業務停止
違反点数が80点以上100点未満の場合	6月以下の業務停止
違反点数が100点以上の場合	指定の取消し